

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（会津身不知柿）

（目的）

第1条 この基準（以下「認証基準」という。）は、福島県ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に基づき、福島県ブランド認証制度「会津身不知柿」の認証に関し必要な基準を定めるものである。

（対象産品）

第2条 福島県ブランドとして認証する会津身不知柿（会津身不知柿を原料とした脱渋柿）は、ふくしま産品であって次の要件を満たすものを厳選、認証するものとする。

（認証申請）

第3条 要綱第6条第1項の規定により、福島県ブランドの認証申請を募集する期間は、別に要項で定めるものとする。

2 前項の規定により認証申請を行う事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 福島県ブランド認証制度（会津身不知柿）認証申請書（様式第1号）
- (2) 福島県ブランド認証制度（会津身不知柿）認証申請調書（様式第2号の1～3）
- (3) 福島県ブランド認証制度（会津身不知柿）認証申請に係る誓約書（様式第3号）
- (4) 定款（寄付行為、定款）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（申請要件）

第4条 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとする事業者は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 消費者からの意見、問合わせ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。
（顧客サービス面での信頼性）
 - (2) 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、または食品安全上の事故がないこと。（法令遵守）
 - (3) 年間の販売量が概ね200t以上であること。（生産状況）
- 2 要綱第6条第2項の規定により会津身不知柿は、該当する次の各号に適合しなければならない。
- (1) 原料の品位基準（玉ぞろい等）及び等級別基準（外観等）が、福島県青果物標準出荷規格に定める「特秀」以上であること。（品質保証）
 - (2) 原料の階級区分が、福島県青果物標準出荷規格に定める「3L（260g）」以上であること。（品質保証）

(3) 福島県産の柿を100%使用していること。(履歴保証)

(第一次審査の方法)

第5条 要綱第7条第1項に規定する第一次審査は、第2条に規定する区分ごとに事業所・商品選考審査調書(様式第4号)により実施することとし、総合得点が65点以上の事業所を第一次審査の通過と決定する。

2 事業所・商品選考審査は、経営(生産)方針・姿勢、対象商品の生産状況、申請者(組織・団体等)の経営状況について審査するものとし、必要に応じて面接審査、現地調査を実施するものとする。

3 事業所・商品選考審査に対する配点は、次のとおりとする。

経営(生産)方針・姿勢は60点、対象商品の生産状況は15点、申請者(組織・団体等)は25点とする。

(認証審査)

第6条 要綱第7条第2項に規定する認証審査は、前条に規定する第一次審査の結果及び福島県ブランド認証基準(会津身不知柿)最終選考基準調書(様式第5号)に基づき、認証制度委員会において総合的な審査を行うものとする。

2 前項の規定に基づく認証審査の結果、総合得点が70点以上の商品を要綱第8条第1項に規定する認証産品と決定する。

(費用負担)

第7条 本認証基準に基づく審査に必要な申請及び現物審査に伴う現物を提供いただく場合に要する経費は申請者の負担とする。なお、現物審査に用いた現物は返却しないものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年 9月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年 8月31日から施行する。

